

政令第 号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の施行に伴い、及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二を削り、第九条の三を第九条の二とする。

第十一条中「すべて」を「全て」に、「法第百五条第一項第二号ハ」を「同項第二号ロ」に改める。

第十二条の二中「第百十三条第四項」を「第百十三条第二項」に改める。

第十八条の五第一項中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改め、同項ただし書中「あわせた」を「合わせた」に改め、同条第四項中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改める。

第十八条の六第一号中「第百二十五条の三第一項第二号」を「第百二十五条の六第一項」に改める。

第十八条の七中「第百二十五条の三第一項第一号」を「第百二十五条の三第一項」に改める。

第十八条の九を削る。

第十八条の十中「第二百二十五条の十一第三項」を「第二百二十五条の十一第二項」に改め、同条を第十八条の九とする。

第二十二条の二中「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第二十二条の四の表第八十五条、第九十一条第四項、第二百五条第一項、第二百五条の二第一項、第百八条第一項から第三項まで、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十三条第一項から第四項まで、第百十六条第一項、第百二十五条の三第一項、第百二十五条の六第一項及び第二項、第百二十五条の八第一項、第百二十五条の十一第二項及び第三項、第百二十七条第一項並びに第百九十五条第一項第二号の項中「から第三項まで、第百十条第一項」、「から第四項まで」及び「、第百二十五条の六第一項及び第二項、第百二十五条の八第一項、第百二十五条の十一第二項及び第三項」を削り、「、第百二十七条第一項」を「及び第百二十七条第一項」に改め、「並びに第百九十五条第一項第二号」を削る。

第二十三条第一項中「（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、共済契約者が法第百五条第一項第二号口に掲げる組合員であるときは、同号口に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる

単位共済限度額の合計額とし、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済については、共済契約者が法第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額とする。以下この項において同じ。」を削り、同条第三項第二号中「若しくは第四項」及び「に掲げる組合員若しくは同号ハ」を削り、同項第四号中「、法第二百二十五条の三第一項第二号」を「、法第二百二十五条の六第一項」に改め、「され、又は同条第二項の規定による法第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員からの当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みが」を削り、同条第四項第二号を削り、同項第三号中「第二百五条第一項第二号ハ」を「第二百五条第一項第二号ロ」に、「同号ハ」を「同号ロ」に改め、同号を同項第二号とする。

第二十五条第一項第一号中「に掲げる組合員である場合には同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数（当該中小漁業者の営む当該共済契約に係る漁業につき漁業単位が二以上ある場合には、当該漁業に使用する漁船の漁業単位ごとの合計総トン数のうち最高のもの）の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た数とし、共済契約者が同号ハ」を削り、同項第四号中「（当該共済契約者が法第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定

する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する網ひびの共済責任期間中における最高の柵数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た柵数）、、「（当該共済契約者が同号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た台数。次項第四号並びに別表第四十四号から第四十六号まで、第四十八号及び第四十九号において同じ。）」及び「（当該共済契約者が法第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員である場合には、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数の合計数を当該中小漁業者の数で除して得た面数。別表第四十七号において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「、同号ロに掲げる組合員又は同号ハ」を「又は同号ロ」に、「かつ当該」を「、かつ、当該」に改め、「（共済契約者が同号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済限度額の合計額）」を削り、同項第四号中「第二百二十五条の三第一項第二号」を「第二百二十五条の六第一項」に改め、「又は同号に掲げる組合員」及び「（共済契約者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の全てを通ずる単位共済

限度額の合計額)」を削る。

第二十八条の表第八十五条第一項の項、第八十五条第二項の項及び第九十一条第四項の項中「に掲げる組合員にあつては同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハ」及び「、第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者」を削る。

附 則

この政令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

理由

漁業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うとともに、漁業施設共済に係る再共済金額の算定に用いる割合を改定する必要があるからである。